

医療保険

国民健康保険被保険者証の交換手続について

す。また、住民票が松前町にある場合は、発行できません。ご注意ください。

現在使用中の国民健康保険被保険者証は、平成17年3月31日で有効期限が切れます。交換は原則として郵送となりますが、国民健康保険税に納め忘れる方は、役場町民課保険医療係の窓口での交換になります。

さらに、滞納の金額によつては、有効期限の短い保険証（短期被保険者証）や、医療機関でいったん10割の自己負担をしていただく保険証（資格証明書）を交付するなど、厳しい措置をとらなければなりません。そのようなことにならないために、また、国民健康保険制度の安定的な運営のためにも、国民健康保険税の納付状況について、再度確認をお願いします。

なお、保険証は3月下旬に「配達記録郵便」で郵送する予定です。

※修学のため別個の保険証が必要な時は、申請に17年度発行の在学証明書が必要で

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

この場合は、松前郵便局に連絡のうえ、ご希望の受取方法（再配達・郵便局窓口受取など）をご相談ください。
なお、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている保管期限以降は、役場町民課保険医療係での受渡しとなります。特に再配達を希望される場合はご注意ください。

注意事項

保険証送付用の封筒には開封口を設けています。開封の際にお確かめのうえ、保険証を傷つけないようご注意ください。

問い合わせ

役場税務課資産税係

☎ 985-4111

保険証配達時における不在の場合の取扱いについて

保険証は、「配達記録郵便」で郵送しますので、配達時に不在の場合、「郵便物お預かりのお知らせ」という文書が配達されます。

この場合は、家屋を新築・増築された方、土地の異動のあつた方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

平成16年分の申告と納税はお済みになりましたか？3月の所得申告の相談日程は左表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようにしてください。

問い合わせ
役場税務課町民税係
☎ 985-4110

税

固定資産課税台帳閲覧のお知らせ

3月15日(火)まで
おすすめですか？
確定申告

◎申告に持参するもの

印鑑・各種所得控除証明書（生命保険などの控除証明書・医療費などの領収書）、源泉徴収票、公的年金收入のあつた方）、税務署から送付された申告書類など。

平成16年分 所得申告相談日程表

月	日	曜	出張申告			一般申告
			9時～11時30分	13時～16時	申告会場	
3 月	1 火	塩屋	北川原		各地区の 公民館又は 集会所	3月15日(火)ま で役場2階大會 議室で受付をして います。 ※ただし土・日 曜日を除く
	2 水	永田・大溝	徳丸			
	3 木	横田・東古泉	中川原			
	4 金	鶴吉	神崎			
	5 土					
	6 日					
	7 月	新立・本村	出作			
	8 火	宗意原	北黒田			
	9 水	南黒田	筒井			
	10 木					
	11 金					
	12 土					
	13 日					
	14 月					
	15 火					

※代理の方は、所有者の委任状が必要です。

※平成17年度の納税通知書は、4月中旬に発送予定です。